

教育委員会 8 月定例会 会議録

1. 日 時 令和4年8月23日(火)午後4時00分～
2. 場 所 ウララⅡ(7F)
3. 出席委員 教 育 長 入 野 浩 美
職務代理者 鈴 木 敏 之
委 員 長 沼 早 苗
委 員 岡 島 学
委 員 福 島 幸 子
4. 委員以外の出席者
教 育 部 長 望 月 亮 一 参 事 菊 地 正 和
教 育 総 務 課 塚 本 富 美 代 学 務 課 田 中 裕 之
生 涯 学 習 課 佐 賀 憲 一 文 化 振 興 課 中 澤 達 也
ス ポ ー ツ 振 興 課 大 橋 博 指 導 課 田 上 秀 之
学 校 給 食 セ ン タ ー 寺 崎 敏 彦 図 書 館 武 藤 知 子
博 物 館 木 塚 久 仁 子 上 高 津 貝 塚 堀 部 猛
5. 議 題
 - (1) 議 案
議案第20号 令和4年度土浦市一般会計補正予算(第6回)に対する意見について
(教育総務課・学務課・学校給食センター・生涯学習課) (非公開)
議案第21号 土浦第四中学校校舎棟長寿命化改良建築主体工事請負契約の締結に対する意見について
(教育総務課) (非公開)
議案第22号 新治運動公園多目的グラウンド人工芝整備工事請負契約の締結に対する意見について
(スポーツ振興課) (非公開)
議案第23号 博物館空調他機械設備改修工事請負契約の締結に対する意見について
(博物館) (非公開)
議案第24号 博物館空調他電気設備改修工事請負契約の締結に対する意見について
(博物館) (非公開)
議案第25号 財産の取得について(GIGAスクール端末(児童用・予備機用)購入)に対する意見について
(学務課) (非公開)
議案第26号 財産の取得について(GIGAスクール端末(指導者用)購入)に対する意見について
(学務課) (非公開)
議案第27号 令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価報告書(案)について
(教育総務課) (非公開)
議案第28号 霞ヶ浦文化体育施設条例施行規則の制定について (スポーツ振興課)

(2) 報 告

- ① (仮称) 土浦市立上大津地区統合小学校施設整備等検討委員会設置要綱の制定について (教育総務課)
- ② (仮称) 土浦市立上大津地区統合小学校施設整備等検討委員会委員の委嘱について (教育総務課)
- ③ 小学校口腔衛生推進事業(フッ化物洗口)の実施について (学務課)
- ④ 学校給食における食物アレルギー対応について (学校給食センター)
- ⑤ 土浦市立学校給食センター調理等業務委託プロポーザルの実施について (学校給食センター)
- ⑥ 土浦市文化学習施設等(文化施設・生涯学習施設)長寿命化計画について (生涯学習課・文化振興課)
- ⑦ 土浦市スポーツ施設長寿命化計画について (スポーツ振興課)

(3) その他

- ① 土浦城跡霞門保存改修工事について (文化振興課)
- ② 秋の文化芸術関連事業について (文化振興課)
- ③ 第25回企画展「海へー内湾と外洋の漁労」の開催について (上高津貝塚ふるさと歴史の広場)

6. 傍聴者 なし

7. 議事内容

教 育 長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和4年8月の教育委員会定例会を開催いたします。開催に当たりまして、委員の出席定数を満たしておりますので、本日の会議は成立するというので進行をさせていただきます。
本日の議事のうち、非公開とさせていただきたい案件が8件ございます。
議案第20号から議案第27号までの8件につきましては、9月に開会します令和4年第3回土浦市議会に関連する案件でありますので、議会の開会前ということから、非公開とさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。
それでは、議案第20号から27号までについては非公開といたします。
なお、本日は傍聴者がございませんので、次第のとおり進めさせていただきます。
それでは、次第の2番、教育長報告事項ということで、教育総務課からお願いいたします。
塚本課長。

教育総務課 ————— 7月27日以降の行事について報告 —————

教 育 長 ただいまの報告事項はよろしいでしょうか。
それでは、議案に入ります。
議案第20号令和4年度土浦市一般会計補正予算に対する意見についてですが、複数の課にまたがっておりますので、担当課ごとに説明、そして質問等をいただくという進行とさせていただきます。では、まず教育総務課からお願いいたします。
塚本課長。

【議案第 20 号「令和 4 年度土浦市一般会計補正予算（第 6 回）に対する意見について」を協議】（非公開）

教 育 長 それでは、議案第20号は原案のとおり可決することよろしいでしょうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。
続きまして、議案第21号 土浦第四中学校校舎棟長寿命化改良建築主体工事請負契約の締結に対する意見につきまして、教育総務課から説明をお願いします。
塚本課長。

【議案第 21 号「土浦第四中学校校舎棟長寿命化改良建築主体工事請負契約の締結に対する意見について」を協議】（非公開）

教 育 長 それでは、議案第21号は原案のとおり可決することよろしいでしょうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。
では、原案のとおり可決することにいたしました。
続きまして、議案第22号 新治運動公園多目的グラウンド人工芝整備工事請負契約の締結に対する意見について、スポーツ振興課からお願いします。
大橋課長。

【議案第 22 号「新治運動公園多目的グラウンド人工芝整備工事請負契約の締結に対する意見について」を協議】（非公開）

教 育 長 では、議案第22号は、原案どおり可決することよろしいでしょうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。
続きまして、議案第23号 博物館空調他機械設備改修工事請負契約の締結に対する意見について、博物館からお願いします。
木塚副館長。

【議案第 23 号「博物館空調他機械設備改修工事請負契約の締結に対する意見について」を協議】（非公開）

教 育 長 では、議案第23号は、原案どおり可決することよろしいでしょうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。
続きまして、第24号、引き続き同じような内容ですが、木塚副館長お願いします。

【議案第 24 号「博物館空調他電機設備改修工事請負契約の締結に対する意見について」を協議】（非公開）

て」を協議】（非公開）

教 育 長 それでは、議案第24号は、原案のとおり可決ということでよろしいでしょうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。
続きまして、議案第25号 財産の取得について（G I G Aスクール端末（児童用・予備機用）購入）に対する意見について、学務課からお願いします。
田中課長。

【議案第 25 号「財産の取得について（G I G Aスクール端末（児童用・予備機用）購入）に対する意見について」を協議】（非公開）

教 育 長 では、議案第25号、原案のとおり可決することよろしいでしょうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。
続きまして、議案第26号 財産の取得について（G I G Aスクール端末（指導者用）購入）に対する意見について。
田中課長、お願いします。

【議案第 26 号「財産の取得について（G I G Aスクール端末（指導者用）購入）に対する意見について」を協議】（非公開）

教 育 長 それでは、議案第26号は、原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。
続きまして、議案第27号 令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価報告書（案）につきまして、教育総務課からお願いします。
塚本課長。

【議案第 27 号「令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価報告書（案）について」を協議】（非公開）

教 育 長 では、議案第27号は、原案のとおり可決するということでよろしいでしょうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。
議案のほうは最後になります。議案第28号 霞ヶ浦文化体育施設条例施行規則の制定について、スポーツ振興課からお願いします。
大橋課長。

スポーツ振興課 スポーツ振興課です。
定例会資料54ページをお願いいたします。

霞ヶ浦文化体育施設条例施行規則の制定について、水郷体育館の冷暖房設備の新設工事及びLED照明の交換工事が完了いたしました。新設の冷暖房設備使用料を始め、見直した照明使用料等を先の6月議会にて条例改正し、このたび条例に伴う施行規則を一部変更して制定するものでございます。

2番、変更となる主な内容ですが、お示しのとおり改正した条例に沿うよう、様式の変更と追加を行うものでございます。

3番、施行日につきましては、条例ともども令和4年9月1日となります。施行規則の制定について、スポーツ振興課は以上でございます。

教 育 長

ただいまの内容につきまして、ご質問等ございますか。

では、議案第28号は、原案のとおり可決することによりよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

議案は以上でございます。

続きまして、次第の4番、報告事項をお願いしたいと思います。報告が多いので、端的をお願いいたします。

では、まず1番と2番、続けて教育総務課長からお願いします。

教育総務課

教育総務課でございます。

資料66ページをお願いいたします。

（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校につきましては、これまで土浦市上大津地区統合小学校適正配置実施計画に基づき、土浦五中西側に学校用地を選定し、事業を進めてまいりました。五中西側候補地については、用地の問題、公民館との複合化の問題、また354号線にかかる通学路の問題等について、不安であるといったご意見を頂き、不安解消に向けた説明会を重ねてまいりましたが、不安解消に至らず、地元より陳情書が出されたことにつきましては、6月定例会においてご報告をさせていただいたとおりでございます。

そうした経緯の中、先月の定例会においては、7月13日に実施いたしました統合小学校のPTA代表及び8地区長との建設候補地についての懇談会についてご報告をさせていただきましたが、この会議の中で、今後検討委員会を立ち上げ、原案も含めた候補地の再検討を進めていくこととなりました。

地域の皆様が、納得賛同できる候補地での学校建設に向けた協議を進めることを目的に保護者、地域住民及び学校関係者を主体とする（仮称）土浦市上大津地区統合小学校施設整備等検討委員会を設置するため、要綱を制定するものでございます。

制定の内容につきましては、67ページ、68ページを御参照願います。

この検討委員会では、第2条に所掌事務について記載がございますが、具体的な内容としましては、統合小学校の建設候補地について、原案を含めた再検討をご協議いただき、検討結果を教育委員会へ報告いただくものでございます。

第3条の組織等につきましては、この後の委員の委嘱でご説明申し上げます。施行日は令和4年8月1日でございます。

続きまして、69ページをお願いいたします。

こちらは、先ほどの要綱に基づく（仮称）土浦市立上大津地区統合小学校施設整備等

検討委員会の委嘱についてのご報告でございます。検討委員会の委員につきましては、上大津地区代表者としてブロック会会長、上大津東小学校及び菅谷小学校の会長、副会長、土浦五中のPTA会長。統合小学校の学区の区長、こちらは8地区の全区長となります。

また、学校関係者として、上大津東小、菅谷小、土浦五中の校長先生に委員をお願いし、合計で19名に委嘱をいたします。

また、検討委員会の委員長につきましては、要綱第4条第2項において、委員内での互選の選出とせず、教育長指名としております。理由といたしましては、今回の検討事項である統合小学校建設候補地については、原案、賛成、反対の双方のご意見がございます。検討委員会は原案を含めた再検討をいただくわけですが、委員長を互選とした場合、一方に偏った方が選出される可能性があり、そうした場合は検討委員会の運営に影響が出てしまう可能性もございます。また、議会からも、今後の話し合いには中立的な立場の方が必要とのご意見を頂いております。

今回は、こうした観点から、中立的、客観的立場であり、かつ上大津地区に精通した方として、統合小学校の学区以外であります表の1番の上、上大津ブロック会会長であります、瀧区長に委員長を指名する予定でございます。

委嘱期間につきましては、令和4年8月1日から、今後検討委員会で協議し、その検討結果について、教育委員会に報告を行った日までとしております。

なお、先ほども申し上げましたが、第1回の検討委員会につきましては、本日午後7時より、上大津公民館において開催する予定でございます。

報告は以上です。

教 育 長

今、課長からありましたとおり、地元の方を中心に中立的な立場の方に音頭を取っていただいて、まずは原案について意見を吸い上げまして進めていきたいというところですが、令和9年4月の開校だったわけですが、1年ぐらい遅れる可能性がございます。ですが、これ以上は子供たちのことを考えても待ったなしでございますので、年内に、2回、あるいは3回で終わりにしたいなということです。

本日の結果も後日お知らせをしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

続きまして、フッ化物洗口について報告をお願いします。

田中課長。

学 務 課

資料の71ページをお願いいたします。

小学校口腔衛生推進事業（フッ化物洗口）の実施についてご説明いたします。

1の目的としましては、県では、生涯にわたり健康な生活を送るために、口腔の健康維持をすることが重要であることから、学齢期からの口腔健康を維持することを目的としまして、令和3年度に県内の五つの市町村においてモデル事業を実施いたしました。

令和4年度においては、県内全市町村においてモデル事業を実施することから、本市においても市立小学校1校を選定し、フッ化物洗口を実施するものでございます。

2の選定校につきましては、現在学校側と調整中でございます。

3の実施期間につきましては、令和4年12月1日から令和5年3月31日までといたし

ます。

4の実施内容につきましては、(1)として、実施回数が週1回としまして、(2)の実施方法としましては、本年度はモデル事業でございますので、小学校1校の1学年のみの実施といたします。

なお、こちらにつきましては、県のほうにも確認済みでございます。

(3)の留意事項としましては、保護者が同意した児童のみの実施。また、誤飲への十分な注意。また、教職員の負担とならないよう、教育委員会及び歯科医師会などにより保護者説明会、実施時の立会いなど、協力体制を構築いたします。

5番目の予算措置等としましては、経費が4万円ほどでありますことから、既存の予算を流用して対応することを予定してございます。

なお、歳入として県補助金、県モデル事業であることから、補助率10分の10を活用いたします。

説明は以上でございます。

教 育 長
鈴 木 委 員

ただいまの件につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。鈴木委員。

これは、令和3年度に県内の5市町村でモデル事業を行って、それで順調というか、問題がなかったから、令和4年度は全市をもって1校ずつやりましょうということで、将来的には全校でやろうという方向なのですか。

学 務 課

そうでございます。ただ、将来的な実現というものについては、まだ県のほうでも正確にお答えを頂いていないのですけれども、方向性としては、そういう形となっております。

教 育 長

補足ですが、これは県が今回やってみてくださいということですが、手を挙げない市町村もいくつかございます。先ほど課長が申し上げた教職員の負担であるとか、いろいろな諸事情もあり、保護者の理解も得ないといけないので。そういうことで、最終的には土浦市で判断することになると思います。

鈴 木 委 員
教 育 長

結構、養護の先生とかの負担にはなると思います。

そうですね。協力体制とか、歯科医師会の支援であるとか、いろいろなことをやっばり声が出ておりますので。一朝一夕に全校悉皆というふうには、なかなか難しいのかなというのが、今、私の印象であります。

続きまして、給食センターのほうから、二つまとめて。食物アレルギーの件と、新しく調理のプロポーザル、まとめて説明をお願いします。

学校給食センター

資料の72ページをお願いします。

学校給食における食物アレルギー対応についてです。

1、食物アレルギー対応食、除去食から代替食への移行についてでございますが、現在、食物アレルギー対応の給食としては、牛乳乳製品と卵を含む食品を完全に除いた除去食を提供しておりますが、食品を除去することにより、栄養価の低下や、弁当持参の負担を伴うなどの課題もあることから、今後は、これらの課題の解決を目的に、代替食への移行を進めてまいります。

次に2、代替食の内容についてですが、現在実施している乳と卵を共に除去した給食を基に、除いた食品の代わりになる食品を加えて提供いたします。

献立例としましては、資料の中ほどにあります除去食と代替食の写真を比べてご覧く

ださい。

除去した飲料牛乳の代わりに豆乳を。肉団子、これはつなぎのパン粉に乳が含まれております。その代わりには、コロッケを提供します。また、卵を除去したすまし汁は、みそと油揚げを加え、みそ汁として提供します。このように、代替食では代わりとなる食品を加えて提供しますので、献立が充実し、弁当持参の必要がなくなります。さらに、下の棒グラフに示すとおり、栄養価も向上し、学校給食摂取基準に対する充足率も改善されることとなります。

最後に3、代替食への移行スケジュールについてです。今後は9月より改訂版マニュアルの運用を開始し、その後は、10月から各学校における代替食対応者把握のための調査や保護者面談、校内アレルギー対応委員会の開催等を令和5年4月からの代替食の提供開始に向けて進めてまいります。

以上でございます。

続きまして、73ページをご覧ください。

土浦市立学校給食センター調理等業務委託プロポーザルの実施についてです。現在行っている調理等業務委託は、プロポーザル方式により選定され、令和2年8月1日から令和5年7月31日までの3年間の契約で実施しておりますが、その委託契約期間も令和5年7月末で満了となることから、引き続き安心安全で質の高い給食を安定的に供給するため、また先ほどの報告にてご説明しましたとおり、令和5年度から、乳と卵の同時除去食に代わり代替食の導入を予定していることから、対応できる能力や実績のある業者の選定を今回もプロポーザル方式にて実施するものでございます。

委託期間については、令和5年8月1日から令和8年7月31日の3年間といたします。児童生徒への給食提供は9月からですが、その前の準備期間も含め、業務開始を8月1日からとするものです。

実施スケジュールでございますが、まず10月上旬の募集案内告示を皮切りに、ご覧の表のとおり予定となっております。

説明は以上です。

教 育 長

給食センターの関係ですが、二つ報告がございました。2番目のほうは、契約期間満了になりましたので、また業者さんを新たにプロポーザルにて選定をするということ。

1番目の食物アレルギー対応について、今度は代替食のことなんかもありますので、その出来具合、技術力を見るためにもプロポーザルでやりたいということでもあります。

1点目は、今アレルギーの関係で食べられない子がいるので、そこは、それを除去して提供してございます。それを補うために、御家庭ではお弁当持ちなどが強いられると、そういう負担があるので、その代わりに、お弁当がなくても代わりのものを代替食ということで提供し、エネルギーの補強をしっかりとさせるということです。

これは県内、他の市町村では、つくばみらい市だけ。

学校給食センター

1市だけです。

教 育 長

ですから、非常に先進的だという対応でございます。

何人ぐらい今、除去食は該当者がいるのですか。

学校給食センター

現在、除去食対応者は19名となっております。

教 育 長

現在は19名おりますけれども、全部が代替食をご希望するかどうかは、ご本人たちの

というか、保護者さんのご意向もありますけれども、大体そのぐらいの人数に対して代替食で対応すると。多いか少ないかは別にして、1人でもいる以上はそういった対応をすることが大切だという考え方で、こういう対応をする予定でございます。

何かご質問、ご意見等ございましたら。

鈴木委員。

鈴木委員

アレルギーの代替食といっても、乳と卵、いずれかのアレルギーのある方でも一緒なのですか。

学校給食センター

そうですね。

鈴木委員

牛乳のアレルギーはなくて、卵のアレルギーだけって方もいると思いますけれども、その方も、除去食としては、今同じものということでやっているわけですね。

学校給食センター

そうですね。乳と卵、それぞれにアレルギーをもつ、または両方いますから、そちらの方を対象に除去食のほうを提供しております。

鈴木委員

卵のアレルギーの方だけだと、牛乳は普通に飲んでもらってもいいのではないかなと思ってしまいますけれども。

学校給食センター

やはり除去食、安全第一に考えて、複雑な対応はしないというのがマニュアルの大前提でございますので、そういう飲める方に対しても、やはり乳卵除去食ということで、それは一律の対応をさせていただいております。

鈴木委員

分かりました。

教育長

安全性をより確保したいということです。

他によろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、続きまして、長寿命化計画、行政、学校以外の施設のほうですね。

佐賀課長からお願いします。

生涯学習課

生涯学習課でございます。

別添資料になります。こちらの青い見開きの資料を今回2部ございますけれども、文化学習施設と、スポーツ施設の概要版が2部ございます。まず先に、土浦市文化学習施設等長寿命化計画のほうの説明をさせていただきます。

こちらは国のインフラ長寿命化基本計画に基づき策定するもので、市の上位計画に公共施設等総合管理計画といったものがございます。

本計画でございますけれども、資料の1ページの真ん中の青い帯にございます計画期間、こちら30年で設定しておりまして、対象施設は、この下の表にございますとおり、公民館やクラフトシビックホール、亀城プラザ、博物館等の文化学習施設としております。

3ページをお願いいたします。

右側のイメージ図にございますように、従来の50年で改築したという場合と、80年を目標使用年数として延命化を図った場合のコストを比較いたしました。

資料4ページをお願いいたします。

こちらのグラフにございますように、計画期間の30年間で約50億円の縮減を見込むことができました。このように、メンテナンスサイクルとコストを明確にすることで、トータルコストの縮減と予算の平準化を図るものでございます。

なお、本計画は、延命化の時期やコスト等を確認するための計画となっております。

将来の人口減少を見据え、今後、市全体の公共施設の再編、再配置計画を策定していく中で、施設のあり方等につきましては、検討をしていく予定でございます。

説明につきましては、以上でございます。

教 育 長

続きまして、スポーツ振興課お願いします。

大橋課長。

スポーツ振興課

スポーツ振興課です。

同じくブルーの別添資料、土浦市スポーツ施設長寿命化計画をお願いいたします。今しがた生涯学習課長から、文化生涯学習施設の長寿命化について説明がございましたが、スポーツ施設につきましても、目的等、同様でございます。

1 ページの中段ほど、計画期間は令和4年度から令和13年度の10年間。対象とします施設は、川口運動公園の陸上競技場と野球場、水郷プール、武道館、新治トレーニングセンター、以上5施設となります。

4 ページをお願いいたします。

上の欄でコストの検証と長寿命化の効果を試算してございます。中ほどに赤い矢印がありますが、令和13年までの10年間では計画に沿って進めることで3億円の経費縮減、令和37年度までの34年間では23億2,000万円の縮減を図り、今後とも効率的かつ効果的なスポーツ施設整備に努めてまいります。

スポーツ施設の長寿命化計画、以上でございます。

教 育 長

学校と同様に、長寿命化計画、学校以外の教育機関についても計画を立てましたということであります。ご質問、ご意見等よろしいですか。

鈴木委員。

鈴 木 委 員

長寿命化ということで、目標が80年で、小まめに手を入れながら80年もたせるということで、そうしますと、かなり経費が浮くというのは分かるのですけれども、小まめに手を入れていけば80年もつということは実証されているわけですか。それで、80年経過したところでは建て替えるのですか。

教 育 長

大橋課長。

スポーツ振興課

80年まで延命化をして、その後改築というようなことで考えております。

鈴 木 委 員

今までだと、40年か50年で作り直してきたものが延長されるので、その間は経費が節約できる。分かりました。その期間大丈夫だということであれば、いい方法だと思います。

教 育 長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、文化振興課から、霞門の工事について報告をお願いします。

文化振興課

定例会資料の74ページをお願いいたします。

現在、土浦の歴史的シンボルともいえる土浦城内において霞門の改修工事を行っておりますことから、その進捗状況を報告させていただきます。

工事の概要ですが、県指定史跡、土浦城跡にあります霞門が老朽化してきたことから、公園利用者の安全確保を図り、文化財として保存していくための改修工事を行っているものです。

現在の工事の進捗状況でございますが、霞門本体の解体が完了したところでして、おおむねスケジュールどおりの進捗状況となっております。

説明は以上でございます。

教 育 長

工事はこういったことで進んでおります。

併せて芸術関連、あるいは企画展のご紹介をしていただけますか。

文化振興課

定例会資料の75ページをお願いいたします。

秋の文化芸術関連事業としまして、大きく二つをご紹介します。

一つ目は、第51回土浦市文化祭についてです。土浦市文化祭は、土浦市文化協会の連盟団体による文化芸術の発表の場となっているものです。一覧表のとおり開催を予定しております。

二つ目、土浦市美術展覧会につきましては、趣味の芸術作品の発表の場として鑑賞する機会を設けるため開催しているものです。開催期間、場所、内容は記載のとおりでして、別添資料としてチラシを配布させていただいております。後ほどご覧いただければと存じます。文化祭、美術展覧会とも、お時間ございましたら、ぜひご鑑賞、ご見学いただきたく、ご案内申し上げます。

説明は以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。ただいまの霞門を含めて、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、続いて、上高津貝塚の企画展についてお願いします。

上高津貝塚

上高津貝塚ふるさと歴史の広場です。定例会資料の76ページをお願いいたします。

この秋に開催を予定しております企画展「海へー内湾と外洋の漁労」についてご説明をいたします。会期は記載のとおりでございます。

縄文時代の人々は、シカの骨や角で作りましたヤスや釣り針を用いて漁をしておりました。この企画展では、縄文時代の魚を捕るための道具を展示し、どのように魚を捕獲していたのかを御紹介いたします。

関連する記念行事といたしまして、講演会や学芸員の展示のみどころ解説、体験型イベントであります、どきどき体験を予定しております。

説明は以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。上高津貝塚のほうでも企画展を開催しますので、こちらもよろしくお願いします。

それでは、教育総務課から、次回の定例会の日程等をお願いします。

教育総務課

次回の日程につきましては、9月27日火曜日の16時から定例会をお願いいたします。なお、9月市議会定例会の開会は9月6日火曜日の予定となっております。一般質問の通告が8月29日開始、30日締め切りとなっておりますことから、教育委員会関係、一般質問の内容につきましては、質問の要旨及び当該の方向性についてメールにて送付させていただき、教育委員の皆様からご意見を伺いたいと存じますので、その際にはよろしくをお願いいたします。

以上です。

教 育 長

では、9月の教育委員会定例会は、9月27日の火曜日4時からでございますが、ご都合はよろしいでしょうか。よろしくをお願いいたします。

それでは、以上をもちまして令和4年8月教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございます。